

令和5年度 保育ママ 保育料一覧表

在籍児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 (月額・円)		認可保育所 保育短時間 (参考) (2人目保育料)	
階層 区分	定 義		保育標準時間 1人目保育料 (2人目保育料)	保育短時間 1人目保育料 (2人目保育料)		
A	生活保護世帯		0	0	0	
B1	A 階層を 除き市 区町村 民税の 額の区 分が次 の区分 に該当 する世 帯	市区町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯、在宅障害 児(者)のいる世帯(※3)	0	0	0
B2		上記以外の世帯	0	0	0	
C	均等割の額のみ の世帯 (所得割の額のない世帯)		2,100 (1,050)	2,000 (1,000)	9,600 (4,800)	
D1	所得割の額 48,600円未満		5,100 (2,550)	5,000 (2,500)	13,300 (6,650)	
D2	48,600円以上 97,000円未満		11,200 (5,600)	11,000 (5,500)	22,100 (11,050)	
D3	97,000円以上 169,000円未満		21,400 (10,700)	21,000 (10,500)	35,300 (17,650)	
D4	169,000円以上 301,000円未満		27,500 (13,750)	27,000 (13,500)	43,200 (21,600)	
D5	301,000円以上 397,000円未満		28,500 (14,250)	28,000 (14,000)	45,200 (22,600)	
D6	397,000円以上		28,500 (14,250)	28,000 (14,000)	58,700 (29,350)	

(※1) 保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除(ふるさと納税含む)・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

(※2) 小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所を利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は()内の額、第3子以降は0円となります。このカウントには認可外保育施設(企業主導型保育所を除く)を利用する子どもは含まれません。

なお、第2子以降の子どもについては、大分県にこの事業の対象となりますので申請により保育料は0円となります。

(※3) ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯であっても、市区町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。

(※4) 8月分までの保育料は令和4年度の市区町村民税額、9月分以降の保育料は令和5年度の市区町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

(※5) 平成26年度までは、平成22年度の税制改正により廃止された旧・年少扶養控除があったものとして再計算した所得税額により保育料を決定していましたが、平成27年度からはこの取扱いを行いません。新しい基準額表は、旧・年少扶養控除廃止の影響を考慮して設定しています。

(注) この表の規定にある「母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる世帯をいう。

①「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者